

大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例

大和市スポーツ施設設置条例（昭和61年大和市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3 1 専用利用料金の上限額の表大和市営大和スポーツセンター、体育会館、

体育館、第1体育室の項中	円	を	円	に、
	2, 100		2, 800	
	1, 400		1, 800	
	1, 100		1, 400	
	700		900	

同表大和市営大和スポーツセンター、体育会館、体育館、第2体育室の項中「200」を「250」に、同表大和市営大和スポーツセンター、体育会館、体育館、第3体育室の項中「600」を「900」に、同表大和市営大和スポーツセンター、体育会館、武道館の項中「600」を「700」に、「300」を「350」に、「400」を「700」に改める。

別表第3 2 個人利用料金の上限額の表大和市営大和スポーツセンター、体育会館の項を次のように改める。

体育会館	体育館	トレーニング室	4時間	円
		第1体育室	午前9時から正午前まで、正午から午後3時前まで、午後3時から午後6時前まで及び午後6時から午後9時までの区分ごとに	大人 200
		第2体育室		大人 250
		第3体育室		小人 100
		ジョギングコース		未就学者 無料
	武道館	第1武道場		大人 200
		第2武道場		小人 100
		弓道場		未就学者 無料
				小人 100
			未就学者 無料	

別表第3備考第3項中「前項各号」を「第2項各号又は前項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第2項の次に次の1項を加える。

3 本市に居住し、通勤し、又は通学する者以外の個人（小人を除く。）がスポーツ施設を利用する場合の個人利用料金は、本来支払うべき額の倍額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の大和市スポーツ施設設置条例（以下「新条例」という。）別表第3の規定に基づく利用料金の徴収その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。